

( 続紙 1 )

京都大学	博士 (教育学)	氏名	山川 裕樹
論文題目	心理臨床学における方法論としての事例研究法 －事例からの視点生成に着目して－		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本論文は、心理臨床学の根幹となる研究方法である心理臨床事例研究法に焦点を当て、その方法論の検討を行ったものである。心理臨床実践をどのようにして研究にするのか、心理臨床事例研究法とは何を狙ったどのような研究方法なのか。それらについて、詳細な文献研究並びに著者自身の事例研究から明らかにしようと試みている。</p> <p>序章では、本研究の問題意識が示される。事例研究を中心に発展してきたわが国の心理臨床学であるが、現在ではそれに実証性がないと批判する声や事例研究の形骸化も危惧されている。欧米の臨床心理学では、数量的研究が中心ではあるものの事例研究の意義を見直そうとする意見も強くなってきており、心理臨床の研究において事例研究の持つ意義を再度、批判的に確認しておくのがこの論文の目的であると示される。</p> <p>第一章では事例研究の中心の心理臨床という学問を築く中心人物であった河合隼雄と成瀬悟策の事例研究法論が取り上げられる。科学性をめぐっては意見の相違が見られる両者に事例を尊重するという共通点があったことを見出し、その一致には心理臨床の実践活動が背景にあるという著者の考えが示されている。また、著者がバウム法の研究から導き出した、バウムをその内在的機序から理解しようと試みる「バウムの論理」という概念を援用して、心理臨床の事例研究における「事例の論理」という基本的な態度について提唱している。</p> <p>次に、実際に行われている事例研究の様態が第二章で確認される。そこでは、日本学生相談学会の学術誌『学生相談研究』において2007年度から2011年度までの5年間に掲載された事例研究論文の特徴が分析される。そして、事例研究論文において、既存の法則を確認ないし新たな法則を生成しようとする法則化を主軸に置く論文と、面接経過で生じた事象の意味を丁寧に考察していこうとする事例理解に軸足を置く論文との、二つの方向性があることが確認される。</p> <p>続く第三章では、わが国の心理臨床学における体系を示したとされる『臨床心理学全書』における事例研究法に関する諸論の分析を行うほか、近年事例研究論を積極的に展開している下山晴彦と斎藤清二の事例研究法論が中心に検討され、自然科学的な心理学研究をめざす前者の統合的事例研究法、ナラティブ心理学を基礎とした後者の構造仮説継承型事例研究法に関して、それらの事例研究法としての可能性と限界についてまとめている。さらには、こうした事例研究法論において見られる河合の事例研究法論の引用が不正確な理解に基づいており、河合の主張である個別事例から普遍性を抽出するという視点がややもすれば忘れられがちであることを指摘し、改めて河合の真意が確認されている。</p> <p>第四章では、著者自身の事例研究法論が総括される。これまでに論じたことを元に、事例研究の方向性をマクロ指向性とミクロ指向性と名付け、事例から理論や法則の構築を目指しコンテキスト独立的理解を試みる研究と、あくまでも事例に則り構造理解や仮説の生成を目指してコンテキスト依存的な理解を試みる研究とがあることが導き出される。それをもとに、事例研究法をどのような研究方法として位置づけていくかの理解が提言されていく。</p> <p>第五章以降は、以上の理解に基づいて著者自身の事例に基づいた事例研究が展開されていく。第五章では不登校少年との面接経過の数セッションから面接場面でのダイナミズムを描こうとした事例研究が、第六章ではセラピストの「不用意な発言」が転</p>			

機に繋がった事例におけるその発言の意味を考える研究が、最後の第七章では幻視様の訴えを携えて学生相談を訪れた美術大学学生の事例研究が提示される。それぞれ、事例から導き出された仮説をもとにより普遍的な形での表現につなげていこうとする事例研究で、著者のいうミクロ指向型の研究が実際例として提示されている。

本研究は、実践的意義は実感されているがその方法論的検討は決して充分とはいえない心理臨床事例研究法について、過去になされた論考を丁寧にふり返ったうえで実際の事例研究を位置づけるための視点を提示し、臨床場面で事例研究がどのように機能しうるのかその位置付けを明確にしたものであるといえる。終章では、これまでの議論をまとめつつ、臨床実践の場面での事例理解のあり方と、事例研究の事例理解のあり方のより精緻な接続可能性等を課題として展望しつつ、本論文は閉じられる。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、心理臨床学的前提条件とでもいえる事例研究法を、真正面からテーマとして取り挙げた意欲的な論文である。心理学の応用分野としての「臨床心理学」でなく、人間の生きる個別的な営みに添いつつ心理学的知見により支援する「心理臨床学」という学問が1980年代にわが国で成立して以来、一つ一つの個別事例を詳細に検討し職能の向上と知見蓄積をめざす事例研究法は、心理臨床学の主たる研究方法であり続けている。この方法が自覚的に提唱され採用された当初は、定量的研究ではつかみきれない心理臨床実践の複雑な様相を唯一伝えることのできる研究方法として反響をもって迎えられたが、次第に無反省に用いられ形骸化し、その根本の精神が忘れ去られつつあるのではないかという真摯な危機感から本研究は出発している。近年、エビデンス・ベーストの考え方にもとづく効果研究の観点からは、事例研究法の妥当性には疑問が投げかけられているが、それでもなぜ事例研究は現在でもこれほどまでに重視され続けているのかということ、本論文は心理臨床の学問論と並行させつつ解明しようとした。

本論文ではまず、心理臨床学・臨床心理学の研究法論および事例研究をめぐる近年の国内外での議論のレビューをおこない、エビデンスにもとづく体系的で客観的な知見蓄積を主張する実証主義的立場の認識の論理は、心理臨床という実践的行為には必ずしも適用可能ではないことを鋭く示し、近年の欧米での事例研究法の巻き返しとでもいべき現象があることを明らかにしている。さらに、心理臨床実践になぜ事例研究法が有効であるのかを探るため、日本心理臨床学会設立に重要な役割を果たした河合隼雄や成瀬悟策等の人物の、当時の著作や対談記録といった資料を丹念に探り、学会設立初期の事例研究の位置づけに関する議論を発掘している。そこでは既に、現在の事例研究論の観点がほぼ出尽くしていることが鮮やかに示された。そのうえで本論文が主張することは、事例研究は心理臨床事例に関わる実践者の主体的な動きを誘発するものであり、対象者に内在的な視点を取得し、そこから関わりをおこなうために不可欠であるということであり、これはまさに心理臨床学が構想された事と一体であるということを示したものとして評価された。

本論文ではさらに、こうした事例研究の意図が、現在具体的にどのように実現されているか(あるいは実現されていないか)を実証するため、学術誌『学生相談研究』に2007年度から2011年度の5年間に掲載された事例研究論文の構成や論の展開、事例の取り上げ方の特徴などをレビューする「事例研究のスタイル」に関するユニークな分析をおこなっている。このレビューは、当の『学生相談研究』にも論文として掲載されたものであり、少数の事例から知見を普遍化・一般化するうえでの方法について分類・整理しているが、わが国の現行の事例研究をメタ的視点から検討していく、きわめて確実な足掛かりを提供している。そればかりでなく優れた事例研究論文は、具体的事例の抽象化・一般化のみでなく、他の事例研究や近接領域での研究知見などと重ね合わせながら事例を考察することで、読み手の思考の「学びほぐし」という、実践につながる省察を誘う性質をもっていることを実証的に示した点が、高く評価された。

本論文は、近年の事例研究に関する二人の論客、下山晴彦と斎藤清二の議論を精読し、対比させつつ批判的考察をおこなう中で、後者の構造的仮説の連続的読み替えから間主観的で社会性をもつ知識を生成していこうとする手法に、コンテキスト依存型のミクロ研究法として、事例研究法のひとつの方向性を見いだしている。しかしながら著者はそこにとどまらず、河合隼雄の事例研究論が事例研究法論の古典として多くの論文に引用・言及されながらも、殆どの場合、誤読や不正確な引用がされている事実

を明らかにし、河合がもっとも強調していた「訓練のための事例研究法」という視点が無視されたまま、事例研究が事例報告ないしは事例検討と対立させた構図のもとで語られることが、心理臨床の基本的ロジックを裏切っていると指摘したことは、きわめて鋭い主張である。

本論文ではさらに、ここまで著者が明らかにしてきた事例研究の意義に基づき、著者の自験例について、それぞれに異なる3つのスタイルで事例研究をおこなっている。すなわち、事例の数セッションを詳細に検討することから全体につながる構造を読み解く方法（第五章）、転機の生じたワン・セッションの詳細な検討を中心とし面接の他のセッションに拡充していく方法（第六章）、全体のセッションを通時的に提示し、既存の枠組みと対比させつつ発見的に理解する、現在の心理臨床事例研究の定型的方法（第七章）の3つである。この試みを通して本論文では、これまで議論のうえで明らかになってきた事例研究の意義が、著者自身の実践によってより明確になると評価されるとともに、著者の高い心理臨床実践能力も裏付けられることとなった。

このように本論文では、著者のこれまでの心理臨床の研究者・実践家としての優れた実績が遺憾なく発揮されているが、事例研究をその事例検討という場から切り離して論じており、事例に触れる実践家の内的動きがどのようなものであるかを具体的に示せていないこと、事例研究における主観の重要性が指摘されながらも、その主観の定義が不十分なままであること、心理臨床学と事例研究の互いの根拠づけがトートロジーとなっていること、などが口頭試問では指摘された。しかしながらこれらの点は、本論文が到達した地平の上に立って初めて見えてくるものであり、本論文の発展可能性を示すものでこそあれ、その成果をいささかでも損なうものではない。

よって、本論文は博士（教育学）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成26年2月19日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日：                      年              月              日以降